



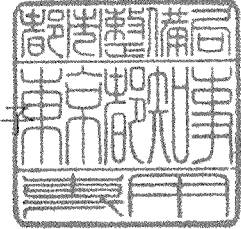
30都市建建第517号  
平成30年 9月21日

〒116-0012  
東京都荒川区  
東尾久2-45-7

(株) L. P. M.

岡田 孝志 様

東京都知事 小池 百合



一般 建設業の許可について (通知)

平成30年 8月27日付けで申請のあった一般建設業については、  
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので  
通知します。

記

許 可 番 号 東京都知事 許可(般-30) 第 149350 号  
許可の有効期間 平成30年 9月21日から 平成35年 9月20日まで  
建設業の種類

大工工事業  
石工事業  
タイル・れんが・ブロック工事業  
ガラス工事業  
防水工事業  
熱絶縁工事業

左官工事業  
屋根工事業  
板金工事業  
塗装工事業  
内装仕上工事業  
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成35年 8月21日  
(裏面の注意事項をお読みください。)